

(仮称)賀茂川学園設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)賀茂川学園の設立準備を行うために、(仮称)賀茂川学園設立準備委員会(以下「準備委員会」)を置く。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、(仮称)賀茂川学園の設立について、施設環境整備及び教育内容等について検討し、教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) P T A役員代表者
- (2) 地域代表者
- (3) 小学校、中学校の校長の職にある者
- (4) 学校運営協議会委員
- (5) 教育委員会事務局教育次長の職にある者
- (6) 市長部局行政担当者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は前条第2項に掲げる者である委員の中から互選により決定し、これを充てる。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集する。

2 準備委員会は、教育委員会事務局等が提案する内容について協議する。

(任期)

第6条 委員の任期は、(仮称)賀茂川学園の設立をもって満了する。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は総務学事課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか準備委員会及び部会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初で開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。